

役員変更登記は、なぜ必要なの？

東京メトロポリタン税理士法人
労務法務チーム 秋山 直文

1. 役員の変更登記をする時は？

会社の役員に就任したり、任期途中で辞任したり、任期が満了した場合には、役員の変更登記をすることになります。(商業登記)

その他にも、解任・死亡・改姓・改名・住所の移動等をした場合にも、変更登記が必要になります。

「取締役」についての主な役員変更事由は、以下の通りです。

(1) 就任する場合

①就任

新たに取締役に選任された場合です。

②重任

取締役の任期が満了したが、**退任と同時（任期満了と同時）に再選**され、取締役に就任する場合です。これを重任といいます。取締役が交替しない場合です。

しかし、**退任と就任の間に1日でも間隔が空いてしまう場合は重任とはならず、退任+就任の2つの登記をすることになります。**

(2) 退任する場合

①任期の満了

取締役は原則として、任期の末日の満了または定められた時点の到来によって退任します。

②辞任

取締役は任期中、いつでも一方的な意思表示により取締役に辞任することができます。

辞任の意思表示が会社に到達した時点で、辞任の効力を生じます。

ただし、辞任によって、会社法や定款に規定する取締役員数が欠ける場合は、後任者が選任されるまで、辞任登記を申請することができません。

③解任

株主総会は、その普通決議によって、いつでも取締役の解任をすることができます。

ただし、正当な理由もなく解任した場合には、当該取締役は会社に対して損害賠償の請求をすることができます。

また、一定の場合には、裁判所の解任裁判により解任されることもあります。

④取締役の死亡、破産

取締役が死亡すると、会社との委任関係が終了するので、取締役は退任となります。

破産手続開始の決定を受けて復権していない者は、会社法上の欠格事由から除外されました。しかし、**破産手続開始の決定を受けた場合は、民法の委任関係終了事由に該当するので、退任することになります。**

しかし、会社法上の欠格事由に該当しないので、その者を再度役員に選任することは可能です。

⑤会社の解散

会社が解散した場合に取締役は退任となります。

⑥欠格事由の発生

取締役として以下の**欠格事由**に該当する場合は退任することになります。

(欠格事由)

- ・ 法人
- ・ 成年被後見人もしくは被補佐人または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ・ 会社法もしくは中間法人法の規定に違反し、または証券取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法もしくは破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

⑦定款変更による任期の満了（会社法 332 条 4 項）

以下の定款変更の効力が生じたときに、取締役の任期が満了します。

- ・委員会を置く旨の定款の変更
 - ・委員会を置く旨の定めを廃止する定款の変更
- その他

(3) その他の場合

登記簿に記載されている氏名・住所が、改姓・改名・住所変更等で変わった場合にも、それらの変更登記が必要になります。

以上 登記事項に変更が生じた場合には、**本店所在地の管轄法務局へ2週間以内に**、また支店がある場合には、支店所在地の管轄法務局へ3週間以内に変更登記を申請しなければなりません。

2. なぜ、役員変更登記をする必要があるのか？

たとえば株式会社は取締役等に変更がなくても、原則2年に一回は取締役の任期満了になるので、法務局に役員変更の登記を申請しなければなりません。

取締役2年や監査役4年と、役員は任期が定められています。定款に定めることでこれを10年に延ばすことができる場合もありますが、この期間を過ぎれば役員変更登記が必要になります。役員変更登記には、登録免許税1万円が必要になります。専門家（司法書士）に依頼すれば、その報酬などもかかります。

では、そもそも商業登記は、なぜ行う必要があるのでしょうか？

同じ「登記」といっても、商業登記は不動産登記と全く異なる手続です。

商業登記とは、会社に関する登記すべき事項を、公示するための手続きです。

ここでいう公示とは、登記所という公の機関に、会社の登記事項を申請することによって、登記所を通じてその情報を広く一般の人が知ることができる状態にすることです。

(会社の詳細情報を公の帳簿に記載し、誰でもその会社の情報を知ることができるよう、

会社法（旧商法）によって定められた制度なのです。）

商業登記をする場合としては、会社の設立、役員の変更、新株の発行、合併などの組織の変更、会社の解散 などがあります。

商業登記は、不動産登記と異なり、会社の内容などに変更があった場合は**一定間内に登記をしなければならない事**となっています。

これは、「**会社の登記**」は、**会社の現在の内容を公示する事により商取引の安全を確保する事を目的とするもの**だからです

3. 商業登記の実務

登記を専門的におこなうのが、司法書士です。

司法書士は法務局に提出する書類を作成し、会社の登記事項の変更を法務局に申請することを仕事としています。

（登記を申請する登記所とは、法務局のことです。）

法務局へ登記申請する書類には、株主総会や取締役会の議事録なども必要となります。また、登記の申請をするにあたって、登記費用がかかります。

この内訳を大まかに言うと、登録免許税、登記簿の写し（登記事項証明書）の発行代金、各種証明書などの発行代金、司法書士の報酬などに分けられます。

登録免許税とは、登記の申請をするにあたって国に納めなくてはならない税金のことです。この税額は、法律により定められています。

権利の登記が完了すると、登記簿に登記事項が載ります。

不動産登記とは異なり、権利証の類は発行されませんので、登記完了を確認するためのものとして、登記簿の写しなど受け取ることで、登記の手続きは完了となります。

4. 商業登記の必要性を、さらに突っ込んで言うと...

話を元に戻しますが、商業登記とは、商人・会社に関する事実を公示して、取引の安全と円滑に寄与する制度です。

不動産登記が法律上の義務ではないのに対して、商業登記は、商人・会社が営利活動を行なっていくにあたって欠かすことのできない手続きとされています。

真実かつ正確な事実を公示し、後に無用の混乱が生ずることのないよう予防するために、商人・会社に一定の事実が発生したときは、商業登記を申請する必要があります。

また、商業登記をすることで、第三者に対して実在する会社であると主張することができ、登記事項は保護されるという利点もあります。

つまり、商業登記は、取引をする際に、お互い損害を受けることのないように、取引の安全と円滑化を図ることを目的としているのです。

「登記申請」自体は難しいことではありません。しかし、**将来を見据えたプランに基づかない登記は、将来大きな負担になることがあります。**

たとえば、安易に役員を選任して長い任期を選択してしまった、将来行なう可能性のある事業を目的に入れなかった、あるいは現在やっている主事業の目的を入れていない、などです。

さらに、事業を行なうにあたり、国からその許認可を得るため「登記」が前提条件となっているものや、登記と前後して国に届出をしなければいけない事項も多くあります。

商業登記は、一見単純・簡単な手続きでも、会社にとって将来の大きな問題を防止するための重要な手続きなのです。

改めてご自分の会社の登記簿謄本をご覧ください。

役員変更の時期は、大丈夫ですか？

役員変更以外にも、登記を忘れていないことありますか？

是非、再度チェックをしていただくことをお奨めします。ご不明な点は、私または弊社担当者までお気軽にご相談ください。

最後までお付き合いいただき、ありがとうございます。

次のページにQ&Aを用意いたしましたので、興味のある方はご覧ください。

<役員変更登記Q & A>

Q 役員の任期満了により改選となった場合において 当該改選後の役員が当該改選前の役員と全く同じである場合であっても、役員変更登記の手続きは必要でしょうか？

A 全役員の「退任および就任＝重任」という「登記事由」が発生していますので、登記しなくてはなりません。

役員変更登記とは「役員の顔ぶれが変わった」ことを登記するということではなく、「任期が満了した役員が退任し、新役員が就任（顔ぶれが変わろうが変わるまいが）したという事実」を登記するものです。

Q 商業登記をしないとどうなりますか？

A 会社は設立登記をして、初めて設立したことになります。つまり、この日本に登記のない会社は存在しないということです。

その後、会社の状況が変化し登記の記載と食い違うことになった場合は、すみやかに登記申請をする必要があります。この登記申請を怠ると、罰金刑に処されます。

Q 役員変更登記をしないとどうなりますか？

A 役員変更登記のみならず、取締役会・株主総会での決定事項が登記事項であれば、本店所在地では2週間以内に登記しなければなりません。

この期間内に登記をしないと、社長個人に過料の通知が届きます。

ちなみに登記を怠った場合には、百万円以下の過料に処せられます。

また、株主総会を開催していないのに開催したことにして、取締役・監査役が選任されたとして登記をすると、「公正証書原本不実記載」として5年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

Q 不動産の登記とは？

A 不動産とは土地および建物を指します。つまり、不動産登記とは土地や建物に関する登記のことをいいます。

不動産登記簿には、ある特定の土地や建物の所有者は誰なのかとか、担保がついているのか、などということが登録されています。

この登記簿（今はコンピューター化されてる所が多いのですが）というのは、法務局（登記所）に行けば、誰でも見ることができるようになっています。

あらかじめ登記をしておいて、土地や建物の権利関係をはっきりさせておくことによって、「これは私の土地だ！」などという争いを、少しでも予防することができるようになっています。

Q 商業登記簿の種類はどれくらいありますか？

A 法務局に備えられている商業登記簿は、次のとおりです。

商業登記簿…合名会社登記簿、合資会社登記簿、株式会社登記簿、有限会社登記簿、
外国会社登記簿、商号登記簿、未成年者登記簿、後見人登記簿、支配人登記簿